

# 議員立法

## 「児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案」

我が国の「ひとり親家庭等の相対的貧困率」がOECD諸国の中で最悪であることや、ひとり親家庭において進学希望が実現できていない現状があることに鑑み、「貧困の連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学しやすくなるよう支援するとともに、多子のひとり親家庭の生活支援を拡充し、あわせて、ひとり親家庭等の家計の安定を図る。

### 法案概要

#### ① 児童扶養手当・遺族基礎年金等の支給対象等の拡大 (20歳未満の学生等を追加)

現行の支給対象に、「20歳未満で、大学の学生、専修学校の生徒その他の政令で定める学生又は生徒である者」を加える。

※現行は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者」

#### ② 児童扶養手当の多子加算額の増額 (第2子5千円・第3子以降3千円→第2子以降1万円への増額)

児童扶養手当の第2子以降の加算額を1万円に引き上げる。

#### ③ 支払回数の増加

年3回の支払を毎月支払とする。

### 政府案との対比

政府案		議員立法
現行通り	支給対象の拡大	20歳未満の学生等を追加
第2子 : 1万円 第3子以降 : 6千円	多子加算の増額 ※現行 : 第2子5千円・ 第3子以降3千円	第2子以降 : 1万円
導入	多子加算に対する年収に 応じた支給額の逡減・ 物価スライドの適用	導入せず
現行通り	支払回数 ※現行 : 年3回	毎月支払

児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案要綱

第一 児童扶養手当法の一部改正

一 支給要件に係る児童の追加

児童扶養手当の支給要件に係る児童に、二十歳未満で大学の学生及び専修学校の生徒である者等を加えること。(第三条第一項関係)

二 加算額の増額

児童扶養手当の支給要件に係る児童が二人以上である場合における月額に加算額(以下単に「加算額」という。)について、第二子に係る加算額五千円及び第三子以降の児童に係る加算額三千円から、第二子以降の児童に係る加算額一万円に増額すること。(第五条第二項関係)

三 支払期月の毎月への変更

児童扶養手当の支払期月について、毎年四月、八月及び十二月から、毎月に変更すること。(第七条

第三項関係)

第二 国民年金法の一部改正

一 障害基礎年金の加算対象に係る子の追加

障害基礎年金の加算対象に係る子に、二十歳未満であつて大学の学生及び専修学校の生徒等である子を加えること。(第三十三条の二関係)

二 遺族基礎年金の支給対象及び加算対象に係る子の追加

遺族基礎年金の支給要件及び加算対象に係る子に、二十歳未満であつて大学の学生及び専修学校の生徒等である子を加えること。(第三十七条の二、第三十九条及び第四十条関係)

### 第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十八年八月一日から施行すること。(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。